

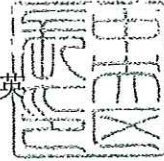
一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1
氏名 高嶺清掃 株式会社
代表取締役 関川 泰子
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第57条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成21年3月27日

中央区長 矢田 美英



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所
- 4 作業場所 中央区の区域内
- 5 許可期間 平成21年4月1日 から
平成23年3月31日 まで
- 6 許可の条件
作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。
特定家庭用機器再商品化法対象物の運搬先は、必要な許可を有する区内の指定引取場所に限る。

- 1 この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、区長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この許可については、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として(訴訟において区を代表する者は区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。